

いじめ防止対策基本方針

1 基本理念

いじめは人間として絶対に許されないことであり、また、どの生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。

いじめは、単にいじめを受けている生徒（被害者）といじめている生徒（加害者）との関係だけでとらえることはできない。いじめは「四層構造」になっており、周りではやし立てる生徒（観衆）や見て見ぬ振りをする生徒（傍観者）も、結果としていじめを助長していることになる。また、いじめられている生徒といじめている生徒との関係は、立場が逆転する場合もある。したがって、傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことも必要である。

些細なことでも親身になって生徒の相談に応じ、組織的に対応することにより、いじめの発生及び深刻化を防ぎ、いじめを許さない学校全体の雰囲気づくりにつながると考える。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(1) いじめの様態

- 1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 5) 金品をたかられる。
- 6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7) いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 他

3 組織及び対応

(1) チームの編成

校長（副校長）、教頭、生徒指導部長、生徒指導副部長、生徒指導相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー

※事案に応じて、外部相談員として愛知県中村警察署生活安全課少年係の担当者に参加していただく。

(2) 役割分担

- 1) 情報整理
- 2) 対応方針
- 3) 担当分担

※事案に応じて、柔軟に編成する。

4 校内の指導体制（いじめの早期発見）

(1) いじめを発見する手だて

- 1) 教師と生徒との日常の交流をとおした発見
- 2) 複数の教員の目による発見
- 3) アンケート調査
- 4) 教育相談をとおした把握
- 5) 生徒会が主体となった取り組み

(2) 学級内の人間関係を客観的にとらえる

- (3) いじめを訴えることの意義と手段の周知
- (4) 保護者や地域からの情報提供

5 年間計画

4月	相談窓口の周知 原則は、生徒指導部「相談担当」とするが、全ての教職員が相談窓口となる。また、保護者に配付している校長直通の相談 FAX 用紙（HP からダウンロード）も活用する。 いじめ防止対策委員会
6月	いじめアンケート調査①（定期考査最終日） Q-U（学級集団アセスメント）調査 いじめ防止対策委員会
7月	三者面談
11月	Q-U（学級集団アセスメント）調査
12月	いじめアンケート調査②（定期考査最終日） 二者面談 いじめ防止対策委員会
2月	いじめアンケート調査③（定期考査最終日） 二者面談 いじめ防止対策委員会

6 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会については、年4回（4月、6月、12月、2月）の会議を開催し、取り組み状況の把握及び検証を行い、必要に応じ指導体制の見直し等を行う。